

市村記念体育館使用料金表

(平成18年4月改正)

1. 競技場使用料

(円)

区 分		使 用 料				1時間ごとの 超過使用料
		4時間使用 (9時～13時 13時～17時 17時～21時)	8時間使用 (9時～17時 13時～21時)	12時間使用 (9時～21時)	2時間使用 (21時～23時)	
全部使用	体 育 (プロスポーツを除く。 以下同じ)	2,820	5,650	8,490	1,410	1,080
	文 化	8,050	16,120	24,180	4,030	3,040
	その他の 使 用	22,650	45,320	67,990	11,330	8,490
2分の1 使 用	体育のため の使用	1時間当たり 420				

- (注) 1 超過使用料及び2分の1使用における使用料の算定については、超過時間及び2分の1使用の時間で1時間未満のもの又は1時間未満の端数は、1時間に切り上げます。
2 次の表の「区分」欄に該当するときは、「使用料」欄に定める額に次の表の「加算額」欄に定める額を加算した額を徴収します。

区 分	加 算 額
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に、文化のための使用又はその他の使用をする場合	「使用料」欄に定める額に10分の2を乗じて得た額
体育のための使用又は文化のための使用で入場料を徴収する場合	最高入場料に50を乗じて得た額
その他の使用で入場料を徴収する場合	最高入場料に150を乗じて得た額
その他の使用で営業の宣伝その他これに類する目的のために使用する場合 (入場料を徴収しない場合に限る)	「使用料」欄に定める額10分の10を乗じて得た額

- (注) 入場料を徴収する場合とは、使用者が入場者から名目のいかんを問わず事実上、入場料を徴収することをいう。

2. 附属設備使用料

(円)

	区 分	単 位	使 用 料
照 明 ・ 設 備	競 技 場	全 部 点 灯	1時間につき 1,170
		2分の1点灯	" 580
		3分の1点灯	" 380
冷 設 暖 房 備	競 技 場	冷 房 設 備	" 3,300
		暖 房 設 備	" 3,520
	集 会 室	冷 ・ 暖房設備	" 120
舞 台 装 置	舞 台	1 式	2,340
	補 助 舞 台 (A)	"	2,930
	" (B)	1 枚	110
	金 び ょ う ぶ	1 双	2,340
	ピ ア ノ (A)	1 台	4,700
	" (B)	"	1,170
照 明 お よ び 音 響 器 具	放 送 設 備	1 式	3,160
	エレベーター・マイク	1 本	1,170
	照 明 器 具	1 式	5,880
	ピン・スポットライト	1 台	1,750
	スポットライト (1KW)	"	450
	スポットライト (500W)	"	230
そ の 他 の 設 備	楽 屋	1 室	690
	集 会 室	"	690
	浴 室	"	1,520
	シャワー室 (温 水)	"	1,520
	長 机	1 台	50
	補 助 い す (3人用)	"	30
	" (1人用)	"	10
	持込照明器具	1 式	1,640
	持込音響器具	"	1,640
	電光得点表示装置	1 組	920

- (注) 1 照明設備及び冷暖房設備を使用する場合において、使用時間で1時間未満のもの又は1時間未満の端数は、1時間に切り上げます。
 2 舞台設備、照明及び音響器具及びその他の設備（補助いすを除く。）の使用料は、1区分（9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。）ごとの使用料です。
 3 補助いすの使用料は、1日（9時から21時までをいう。）当たりの使用料です。